

# 我が国におけるSPC・SPE連結基準の最新動向

## A Study of Consolidation Standards for SPC・SPE in Japan

鷹野 宏 行

### 1. はじめに

米国におけるエンロン社事件では、SPCという存在が俄然注目を浴びた。SPCとは、Special Purpose Companyの略称で、特別目的会社ないし特定目的会社などと訳され、また、SPEとは、Special Purpose Entityの略称で、特別目的事業体ないし特定目的事業体などと訳される。1990年代後半より、日本においても資産流動化の受け皿として数多く設立されてきた。

JR山手線田町駅近くのNEC本社ビル（通称ロケットビル）は、一種異様な形状とビル風防止の空洞でつとに有名であるが、実は、NEC自体には所有権がない。2000年の初め、NECはSPCを設立し資産担保証券を発行して投資家から資金を調達した上で、その資金と引き換えに本社ビルを売却してしまっているのである。当時のニュース報道によると、売却代金は、約900億円にも上り、売却益は約600億円計上されたという。実際、2000年度の有価証券報告書を見ると、その事実が掲記されていて、建物勘定の金額は減少し、加えて固定資産売却益勘定には注記として本社ビルの証券化に伴う金額が約619億円との旨が記載されている。

その他にも、住友不動産による新宿住友ビル、西武百貨店による西武百貨店池袋店など大口の資産流動化が続いた。では、なぜこのような保有資産の流動化が頻繁に行われるようになったか。企業にとっては、対象となる不動産を実際に売却したのと同じように、バランスシートから不動産を外して資産を圧縮でき、しかも不動産の譲渡代金が入り借入金返済ができるなどの効果が考えられる。一方、投資家にとっては、販売される証券は国債などに比べ利回りが高く、機関投資家や地方銀行を中心に人気商品となっている。企業サイドと投資家のニーズがマッチする形で、市場規模が拡大していったのである。

先ほどのNECの例では、NEC本社ビルは形式的には売却され、貸借対照表には掲記されていない。SPCは子会社ではないので、連結貸借対照表にも掲記されない。所有権が存在するSPCから賃貸している形となるが、相変わらずNECの看板が掲げられ、本社機能はそのまま残されている。

さて、会計学には、実質優先思考という考え方がある。法律形式よりも実質を優先

すべしとする思考であり、この考え方の具現がリース会計におけるリース資産・負債のオンバランス化である。すなわち、リース物件のうち、ファイナンスリースに相当するものについては、たとえそのリース資産に所有権が存在していなくても貸借対照表に資産計上し、それに対応するリース債務をもオンバランスするというものである。

この実質優先思考を忠実に考えるならば、NECの本社ビルのようにNEC自体に所有権が存在していなくても、誰がどう見ても実質的にはNECの支配下にあり、依然として本社機能がある資産はNECの貸借対照表に掲記されて当然なのではなかろうか。また、SPCに本社ビルを移す際に調達した資金も貸借対照表の貸方に計上されてやはり当然なのではないだろうか。

以上の純朴な問題意識から、本稿は、支配概念をキーワードとして、SPC・SPEなどの資産流動化を目的に設立された事業体を連結財務諸表にいかんにか反映させるかという論点を探求するものである。会計基準のコンバージェンスの論点からは国際会計基準や諸外国の基準も参照すべきところであるが、先行研究において詳細な検討が見られる上に、最終的な基準がいまだ確立されていないところも見受けられる<sup>1)</sup>。したがって、本稿では、我が国における基準の変遷と最新動向を記述的に明らかにすることに重点が置かれる。

## 2. 支配概念に関する一般的理解

かつて旧証券取引法では、連結財務諸表は、親会社個別財務諸表の付録的な存在であった。いわゆる会計ビッグバンにより、連結財務諸表が従たる財務諸表ではなく、主たる財務諸表になり、親会社個別財務諸表と連結財務諸表の主従関係が逆転して、連結中心の体系が確立した。

連結財務諸表が主要財務諸表となり、企業が連結ベースで評価されるようになると、そもそも連結財務諸表がその企業集団の財政状態および経営成績並びにキャッシュフローの状態を適正に反映しているどうかということが問題となる。

この場合の企業集団とは、支配従属関係にある2つ以上の会社で構成された組織体

---

<sup>1)</sup> 越野啓一教授は、特別目的会社の連結方針に関して、支配を重視したコントロールモデルとリスクとリワードを重視したリスク・リワードモデルを分析枠組みとして、米国の財務会計基準審議会や国際会計基準審議会がこれまで公表してきた各種の基準、報告書及び公開草案を検討している。そして、これまでの様々な議論にもかかわらず、両モデルのジレンマが、首尾一貫した明瞭な連結方針を導くことを困難にしていると指摘する。

越野啓一稿「連結判定基準の見直し-特別目的会社の連結方針をめぐる-」『富大経済論集』第56巻第3号、p95、2011年3月

をいう。すなわち、企業集団は、その頂点にある親会社と親会社の支配下にある複数の子会社から成り立つ。その企業集団にあって、どの会社が親会社であり、どの会社が子会社であるかという識別のキーワードが「支配」である。

一般に、連結会計基準における支配概念には、持株基準及び支配力基準という2つの基準が存在している<sup>2)</sup>。まず、持株基準とは、議決権付き株式の過半数を所有しているかどうかで、支配従属関係を特定する基準である。また、支配力基準とは、議決権の過半数を所有していなくても、出資、人事、資金、技術、取引などの関係を通じて他の会社の経営を実質的に支配しているかどうかで支配従属関係を特定する基準である。

持株基準と支配力基準には、それぞれ長所と短所が併存する。まず、持株基準は、連結の対象となる子会社を客観的に判定することができ、その適用も統一的に実施できるという長所を持っている。その一方で、この基準は、親会社が持ち株比率を意図的に増減させることにより、財務内容の良好な子会社を連結の範囲に含め、財務内容に劣る子会社を連結から排除するという形で連結財務諸表の数値を操作する余地を残すことになる。

それに対して、支配力基準は、親子会社の判定をある種の状態である支配従属関係に求める。しかし、その運用となると、当事者の主観が入り込む余地があり、連結対象会社が企業集団によって異なる恐れがある。

### 3. 連結財務諸表原則等における支配概念の変遷

我が国の連結財務諸表は、旧証券取引法に基づく企業内容開示制度の一環として、1977年4月1日以降に開始される事業年度から提出が義務付けられた。旧連結財務諸表原則では、親会社及び子会社を以下のように定義している。すなわち、「親会社とは、他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している会社をいい、子会社とは、当該他の会社をいう。親会社及び子会社または子会社が実質的に所有している場合における当該他の会社もまた子会社とみなすことにする。」(旧連結財務諸表原則第

---

<sup>2)</sup> 黒川行治教授は、持株基準と支配力基準との関係について、a. 持株基準と支配力基準は別物である、b. 持株基準は支配力基準の一つの指標あるいは条件である、c. 持ち株基準と支配力基準は等しい、d. 支配力基準は持株基準の一つの指標あるいは条件である、e. 持株基準と支配力基準とは一部が共通している、という5類型に分ち、国際会計基準、米国基準、日本基準において、どのように制度化された詳細に検討しておられる。

黒川行治著『連結会計』創世社、p4、1998年

三の一の2)としている。この基準は、まさしく株主総会の議決権の過半数超を所有することを会社における支配と考える持株基準である。

その後、1997年6月に、新連結財務諸表原則が公表されるに至った。新原則では、持株基準が支配力基準に変更された。すなわち、「親会社とは、他の会社を支配している会社をいい、子会社とは、当該他の会社をいう。」とし、「他の会社を支配しているとは、他の会社の意思決定機関を支配していることをいい、次の場合には、当該意思決定機関を支配していることが明らかに示されない限り、当該他の会社は子会社に該当するものとする。」(新連結財務諸表原則第三の一の2)として、次の2つの条件を挙げる。

まず第一に、他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合、である。そして第二に、他の会社に対する議決権の所有割合が百分の五十以下であっても、高い比率の議決権を有しており、かつ、当該会社の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合、である。また、注解5では、他の会社の意思決定機関を支配している一定の事実として、次のような4つの事例を挙げる。すなわち、①議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることが出来ると認められる場合、②役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過半数を継続的に占めることができると認められる場合、③役員若しくは従業員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過半数を継続的に占めている場合、④重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等が存在する場合、である。

さらに、企業会計基準委員会から、2008年12月に企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準(以後、2008年版連結会計基準と略称する。)」が公表された。

2008年版連結会計基準においても、支配力基準が踏襲された。

まず、「企業」の定義が新設され、会社だけではなく会社に準ずる事業体も含むとされた(5項)。会社に準ずる事業体とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものも含む。)を含むものとされた。そして、6項では、「親会社」とは、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下、「意思決定機関」という。)を支配している企業をいい、「子会社」とは、当該他の企業をいう。」としている。

また、7項では、「他の企業の意思決定機関を支配している企業」を、次の(1)から(3)までの3つの企業と定義している。すなわち、(1)他の企業の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業、(2)他の企業の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している企業であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する企業、①自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、

資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意しているものが所有している議決権とを合わせて、他の企業の過半数を占めていること、②役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること、③他の企業の重要な財務又は営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること、④他の企業の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の過半について融資を行っていること、⑤その他他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

加えて、(3)自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業、である。

このように、旧連結財務諸表原則の支配概念は持株基準から支配力基準へと改正されて、その後、新設された2008年版連結会計基準においても支配力基準が採用され、連結範囲が拡大したと解釈することができるであろう。

#### 4. SPC・SPE連結基準の変遷

財務諸表等規則第8条第7項では、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下この項及び第二百二十二条第八号において「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社（第二百二十二条第八号において「特定目的会社」という。）及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第二条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社等（以下「譲渡会社等」という。）から独立しているものと認め、第三項及び第四項の規定にかかわらず、譲渡会社等の子会社に該当しないものと推定する、と規定している。

また、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（以後、2008年版連結範囲適用指針と略称する）」では、特定目的会社は、子会社又は関連会社の範囲に含まれる企業であるが（28項）、1998年に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範

囲の見直しに係る具体的取扱い（以後、1998年連結範囲具体的取扱いと略称する。）

（三）の要件を満たす特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者および当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されることとなるとしている（29項）。

なお、1998年連結範囲具体的取扱いに従い、特別目的会社に資産を譲渡した会社が当該特別目的会社の発行した劣後債券を所有している場合やリコース義務を有している場合等、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下が生じたときに損失の全部又は一部の負担を行うこととなるときは、当該資産を譲渡した会社の個別財務諸表上、その負担を適正に見積もり、必要な額を費用又は損失として計上することとなる。

1998年連結範囲具体的取扱いでは、特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第2項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定するとされる。この特別目的会社に対する連結方針は、その後公表された諸基準に影響しているものと推察できる。

これを受けて、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針（以後、2008年版S P C開示適用指針と略称する。）」の3項では、1998年連結範囲具体的取扱い（三）により、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（この場合において関連会社とされているものも含む。以下、「開示対象特別目的会社」という。）について、開示対象特別目的会社の概要および開示対象特別目的会社を利用した取引の概要や取引金額等を連結財務諸表に注記することを要請している。

子会社の範囲決定に議決権の所有割合以外の要素を取り入れた支配力基準を採用した連結会計基準において、どのような特別目的会社であれば出資者等の子会社に該当しないものと推定されるのかについては、様々な意見や見方があり、また、特別目的会社の連結については国際的にも議論されている問題であることなどから、企業会計基準委員会は、今後、この取り扱いについて検討することとしている。そこで、当面の対応として、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社）については、その概要や取引金額等の開示を行うことが有用であると考えられることから、当委員会は本適用指針を公表したとしている（7項）。

## 5. 2011年改正連結会計基準におけるSPC・SPEの扱い

2011年3月25日、企業会計基準委員会は、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準（以後、2011年改正連結会計基準と略称する。）」、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（以後、2011年改正連結範囲適用指針と略称する。）」、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針（以後、2011年改正SPC開示適用指針と略称する。）」を公表した。

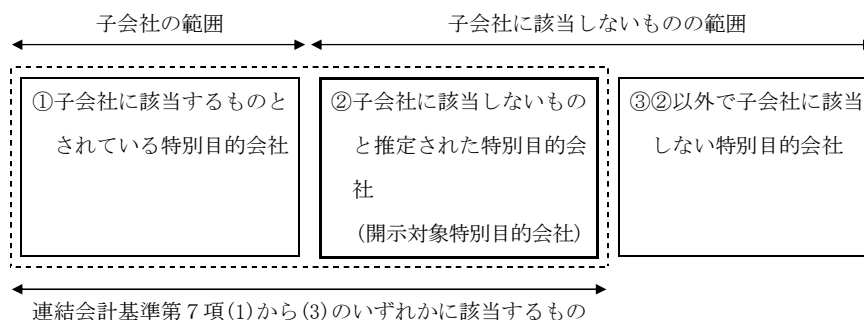
2011年改正連結会計基準では、用語の定義に特別目的会社の定義が新しく導入された（7-2項）。すなわち、特別目的会社とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。なお、特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立していると認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定する、とした。

また、連結範囲に含めた特別目的会社のノンリコース債務および対応する資産に関する注記事項が追加された（注11-2）。そこでは、「連結の範囲に含めた特別目的会社に関して、当該特別目的会社の資産及び当該資産から生じる収益のみを返済原資とし、他の資産及び収益へ遡及しない債務（以下「ノンリコース債務」という。）については、連結貸借対照表上、他の項目と区別して記載する。」とし、また、「なお、当該記載に代えて、注記によることもできる。」ともしている。

加えて、開示対象特別目的会社に範囲について設定の趣旨やその後の適用状況を踏まえ、当該特別目的会社の対する出資者に係る定めを削除し、資産を譲渡した企業（当該企業が出資者を兼ねている場合も含む。）に限定することにした（54-2項）。49-6項では、「同取り扱いの見直しにあたっては、同取り扱いを廃止する案も検討されたが、この場合、資産の消滅の認識の会計処理も同時に見直す必要があると考えられ、また、指摘されている問題の多くは、同取り扱いの定めを資産の譲渡者のみに適用することで対処されると考えられることから、採用されなかった。」としている。

この改正を受けて、2011年改正SPC開示適用指針の3項では、開示対象特別目的会社の範囲を、「連結会計基準（7-2項）により、子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（この場合において関連会社とされているものも含む。）」とした。この改正の結果、2011年改正SPC開示適用指針における特別目的会社と子会社の範囲の関係は以下ようになる。

【図 特別目的会社と子会社の範囲の関係】



《出典：2011年改正SPC開示適用指針p7》

## 6. おわりに

実は、2011年改正連結会計基準は、企業会計基準委員会のメンバー11名のうち10名の賛成で議決された。1名からの反対意見があったのである。反対した山田達也委員からのコメントが同2011年改正連結会計基準に掲記されているので、ここに紹介したい。すなわち、「現行の企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」等について、特に特別目的会社等の取り扱いについて検討すべき課題があることは同意する。しかしながら、現行の支配力基準の特別目的会社等への具体的な適用が必ずしも明確でなく、実務においてその取り扱いにばらつきが見られる中、今回の改正は、そうした点を改善することなく、公表するものであり、現行において注記がなされている開示対象特別目的会社の一部を連結の範囲に含める部分的対応にとどまるものといえる。したがって、今回の改正は、実務における根本的な問題の解決にはつながらず、また、比較可能性の観点からも問題が残ることから、本件については、代理人の取扱い等も含め基準全体を抜本的に見直す中で改善すべきである。」とする。

2008年9月に起きたリーマンショック及びそれ以降に生じた世界的な金融危機は記憶に新しい。連結財務諸表に対する信頼性が問われているなか、特別目的会社とそれに類する事業体の連結の有無は、財務数値に多大な影響を及ぼすがゆえ、緊急の課題であることは言うまでもない。さきに例として挙げたNECの本社ビルの事例のように、NEC自体に所有権が存在していなくても、誰がどう見ても実質的にはNECの支配下にあり、依然として本社機能がある資産はNECの貸借対照表に掲記されて当然なのではなからうか、また、SPCに本社ビルを移す際に調達した資金も貸借対照表の貸方に計上されてやはり当然なのではないだろうかという、純朴な疑問からしても、連結財務諸表本体への連結範囲が極めて限定されている新基準に対しては改正の余地が残されているものと考えられる。そのためには、支配概念の再構築が必要であると思われる。



〈参考文献〉

- 東京共同会計事務所編『事業体（ビーグル）の会計・税務』中央経済社、2008年
- さくら総合法律事務所著『SPC&匿名組合の法律・会計税務と評価-投資スキームの実際例と実務上の問題点』清文社、2010年
- 萩茂生編著『証券化とSPE連結の会計処理（第3版）』中央経済社、2007年
- 久禮義継編著『証券化・流動化の会計と税務（第4版）』中央経済社、2008年
- 企業会計審議会「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的取扱い」1998年10月
- 企業会計基準委員会、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」2008年12月（最終改正2011年3月）
- 企業会計基準委員会、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」2008年5月（最終改正2011年3月）
- 企業会計基準委員会、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」2007年3月（最終改正2011年3月）
- 企業会計基準委員会、「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」2009年2月
- 越野啓一稿「変動持分事業体の連結方針-米国における連結方針の見直しをめぐって」『金沢星陵大学論集』第38巻第2号、2004年12月、p21
- 向伊知郎稿「連結財務諸表の有用性-連結の範囲と特別目的事業体」、友杉芳正・田中弘・佐藤倫正編著『財務情報の信頼性-会計と監査の挑戦-』税務経理協会、2008年、p149
- 中野貴之稿「SPE（特別目的事業体）の連結拡大が利用企業に与える影響」『会計・監査ジャーナル』

（たかの ひろゆき・大原大学院大学 会計研究科准教授）